

女子医大病院

「特定病院」承認、抹消へ

厚生労働省 辞退認めず処分

東京女子医科大学病院(東京都新宿区)の心臓手術ミス事件を受け、同病院の「特定機能病院」の承認が初めて、行政処分として取り消されるのが確実となった。同病院は

厚生労働省に承認の辞退を申し入れていたが、同省医療分科会の委員の大半が「隠蔽工作は医師として許されない」「病院側に反省の色が薄い」などとして辞退を認めない意

向を示している。12日の分科会で正式に決まる。特定機能病院制度は、医療施設の役割分担を明確にするために導入され、高度な医療を提供できることを明示すること

で重症患者を集めて治療し、医療技術の開発も進

めることなどが狙い。医療分科会は、群馬県高崎市の子供6年生の女児が手術ミスで死亡した事件を受けて、今年2月以降、同病院が特定機能病院としてふさわしいかどうか検討してきた。4回の会合が開かれた後の先月28日、同病院の

医師2人が業務上過失致死や証拠隠滅の疑いで逮捕され、林直諒院長が特定機能病院の承認辞退を申し入れていた。委員の多くは「診療記録の改ざんは悪質で医療界全体の信頼を落とした」など厳しい意見が目立つ。辞退は認めず、取り消し相当の結論になるとみられる。

特定機能病院をめぐるのは、99年1月に横浜市立大学病院が患者取り違え事故を起こし、医療審議会の部会が承認辞退を勧告、病院側がこれに従った。これまでに取り消された例はない。

承認が取り消されると、入院基本料の初期加算が減額されるなど診療報酬上の優遇制度が受けられなくなる。東京女子医科大規模の病院の場合、月に数千万円の減収となる可能性がある。そのうえ、特定機能病院の看板を外されることによるイメージダウンの影響も大きい。

特定機能病院は500床以上、10以上の診療科などが条件で、現在、全国の大学病院と国立がんセンター中央病院(東京)、国立循環器病センター(大阪)の計82施設ある。

女子医大小児心臓手術事故
特定機能病院取り消しへ
2002年7月12日 朝日新聞